カ）建物階数　地上３階建以上。
キ）建物規模　延べ床面積3,000㎡以上。
ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)が、3,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする(「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)。
ク）工事種目　同種工事１に同じ。
なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　提出する技術提案が適正であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下､｢配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。
１）１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成11年度以降に元請けとして、同種工事２（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、競争参加申請者が経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成11年度以降に元請けとして、同種工事２(上記⑸に掲げる工事）の経験を有していること。
なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
４）配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。
５）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
６）上記１）から５）について確認出来る書類を添付すること。その添付がなされない場合は、競争に参加できない場合がある。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下｢技術資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
⑾　建設業法（昭和24年法律第100号）の電気工事の許可を有する者であること。
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり､当該状態が継続している者でないこと。
⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。
１）技術提案評価
ａ　「系統構築に関する品質確保」に関する技術提案書
ｂ　「自家発電設備に関する品質確保」に関する技術提案書
上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。
２）施工体制評価
ａ　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
⑵　入札参加者は､｢系統構築に関する品質確保」に関する技術提案書及び「自家発電設備に関する品質確保」に関する技術提案書と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。
⑶　落札者の決定方法
１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。
３）加算点及び施工体制評価点
・３⑴１）ａ及びｂの評価項目について、ａの満点を30点、ｂの満点を30点とし、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。
・３⑴２）ａ及びｂについて、それぞれ総合的に優（15点)、良（５点)、可(０点）として、施工体制評価点を与える。
４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
５）評価値・基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。
なお、基準評価値とは以下のとおりとする。
評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点第４位（５位切り捨て）とする。
基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格
（単位：億円）
６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　森崎　貴司　電話087―851―8061（内線2526）
⑵　入札説明書の交付期間及び方法　平成26年11月５日から平成27年１月15日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。
入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑶　申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法　平成26年11月６日から平成26年12月１日までの午前９時から午後５時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年11月６日から平成26年12月１日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に上記４⑴に直接持参すること。